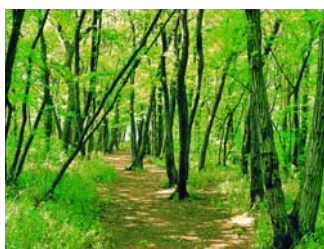
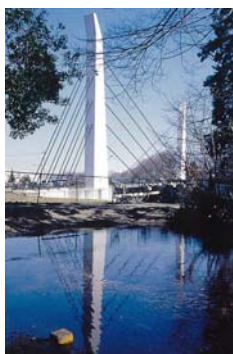


新座市景観づくりビジョン（概要版）

雑木林とせせらぎのある美しく個性あるふるさと新座の景観づくり



このリーフレットは「新座市景観づくりビジョン」の概要版です。「新座市景観づくりビジョン」は、市のホームページ（<http://www.city.niiza.lg.jp>）からダウンロードできます。

景観ってなんだろう？

景観とは、建物やまちなみ、道路、木々の緑など、私たちが日頃目にしているまちの様子であり、「風景」と呼んでいるもののことで、人々の価値観を反映したものです。それぞれの土地の歴史や文化、風土、自然を背景に特有の景観が生まれます。

美しい、優れた「景観」は、都市全体のイメージを向上させ、住み続けたいと思う気持ちが高まるなど、市民のまちへの愛着を育みます。

また、まちの魅力が高まることで、そこに訪れる人々が増え、地域社会の活性化にもつながります。この景観は、短期間に完成されるものではなく、永い時間の流れの中で、人々が守り、育てることによって、徐々に作りあげられるものです。

景
風景や景色など
「ながめ」そのもの

観
風景や景色をながめ
る人々の価値感



景 観
そこに住む人々の価値観を
反映したもの

どうして景観づくりが必要なのですか？

これまでのまちづくりは、急速な都市化に対応するための道路や下水道といった都市基盤や生活環境の機能的な側面の充実に重点が置かれてきましたが、近年は、“ゆとり”や“うるおい”といった身近な生活の質を高めることに関心が向けられ、まちづくりにおける景観づくりが重要な課題となっています。

どんなまちにも誇るべき景色や歴史、文化が隠れています。このようなまちの表情ともいえる景観を見出して、時間の経過とともに暮らしの深い味わいが感じられるような“誇りや愛着がもてる景観”として守り育てるとともに、まちの表情を豊かにする魅力のある景観を創造して、次世代に手渡していくことが私たちの責務です。

景観づくりビジョンとは？ → 景観づくりの羅針盤です

新座市は、武蔵野の面影を残す緑豊かな自然環境に恵まれた首都近郊の生活利便性の高い住宅都市として発展してきました。近年、心の豊かさや精神的なゆとりが一層重視されるようになり、都市空間についてもうるおいやゆとりのある魅力的な景観づくりが求められるようになっていきます。また、これからは、まちの個性や特性を活かしながら、魅力的な景観づくりを進め、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

新座市景観づくりビジョンは、新座市における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けた市民・事業者と行政の協働による景観づくり活動の指針となるものです。

美しい、優れた景観づくりは
まち全体のイメージを向上させます！
まちへの愛着を育みます！
訪れる人々が増え、地域社会を活性化します！

■ ビジョン策定の背景

景観法の制定

国においては、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」が定められるなど、良好な景観形成が国政の重要課題として位置付けられるとともに、景観に関する我が国で初めての総合的な法律である景観法が平成16年12月に施行されました。

景観法では、景観を整備・保全するための基本理念や国民・事業者・行政の責務が明確化されるとともに、景観形成のための行為規制を行う仕組みや景観形成のための支援措置が創設されました。

観光都市にいざビジョン

本市では首都近郊にありながら、緑豊かで野火止用水や平林寺などの歴史的文化資産も多く残っているという市の特性を生かし、市全域を観光都市として発展させ、地域再生を推進することを目的として、平成16年に地域再生計画「観光都市にいざ・雑木林とせせらぎのあるまちづくり」を策定し、国の認定を受けました。そして、観光都市にいざづくりの指針となる「観光都市にいざビジョン」及びその実施計画である「観光都市にいざづくりアクションプラン」を策定し、本ビジョン等に基づき、まちづくりの柱の1つとして、「住んでよし・訪れてよし」と多くの人たちに共感していただけるような観光都市にいざづくりを進めています。

今後、観光都市にいざづくりを進める上で、景観づくりの視点が不可欠で重要な要素となります。

重要文化的景観保護制度

景観法の制定に伴い文化財保護法が改正され、重要文化的景観保護制度が創設されました。都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし、特に重要なものを「重要文化的景観」として国が選定できることになりました。

市では、歴史的文化資産である野火止用水を中心とする景観を重要文化的景観と捉え、将来にわたり保存していくために、重要文化的景観の選定に向け、現在野火止用水文化的景観保存計画の策定に向けた取組を行っています。



■ 景観特性

自然景観

- 緑の景観（雑木林の緑、水辺の緑、まちなかに点在する緑）
- 河川の景観
- 農地の景観



歴史と文化の景観

- 平林寺
- 野火止用水
- 社寺仏閣や史跡、歴史的建造物
- 歴史性を感じる坂や道路



まちなみ景観

- まちの骨格をつくる道路
- 人々の交流の場となっている駅前の商業地
- 地域の成り立ちの中ではぐくまれた多様な住宅地
- 人々の憩いの場となっている公園・緑地
- 産業活動を支える工業地・倉庫街



■ 景観づくりの課題

- ① 豊かな自然景観を守り、活用し、創出していくこと
- ② 歴史的な景観を大切にし、守り、伝えていくこと
- ③ 周辺と調和した多様な個性あるまちなみ景観づくりを進めること
- ④ 観光都市にいざを実現するため、“住んでよし、訪れてよし”の景観づくりを進めること

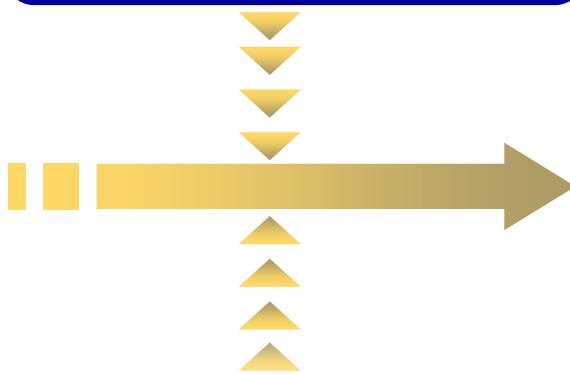


基本理念

雑木林とせせらぎのある「住んでよし、訪れてよし」の美しく個性あるふるさと新座の景観づくりを進め、これを継承していきます。

基本目標

- ① 雑木林とせせらぎを生かしたふるさと景観をつくります。
- ② 歴史と文化を伝える、風情ある景観をつくります。
- ③ まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくります。
- ④ 観光やまち歩きを楽しめる景観をつくります。



景観要素と景観軸・拠点

3つの基本的な景観要素と市全体の景観イメージを印象付け、特徴ある景観づくりを進めていく上で、大きな要素となる景観軸・景観拠点

■3つの景観要素

- ① 自然景観
- ② 歴史と文化の景観
- ③ まちなみ景観

■景観軸

- ① 水と緑の景観軸（野火止用水）
- ② 河川の景観軸（柳瀬川、黒目川）
- ③ 緑の景観軸（平地林、斜面林）
- ④ 道路の景観軸

■景観拠点

- ① 市街地の景観拠点（駅周辺の商業地域）
- ② 緑の景観拠点

基本方針

基本理念・基本目標に基づき、市民・事業者、市がともに景観づくりに取り組むための方策

自然景観

- (1) 緑地の景観
 - 緑の景観軸の保全、景観拠点づくりと活用
 - 身近な緑の保全と創出
- (2) 河川の景観
 - 河川の魅力向上
- (3) 農地の景観
 - 農地景観の保全と活用

歴史と文化の景観

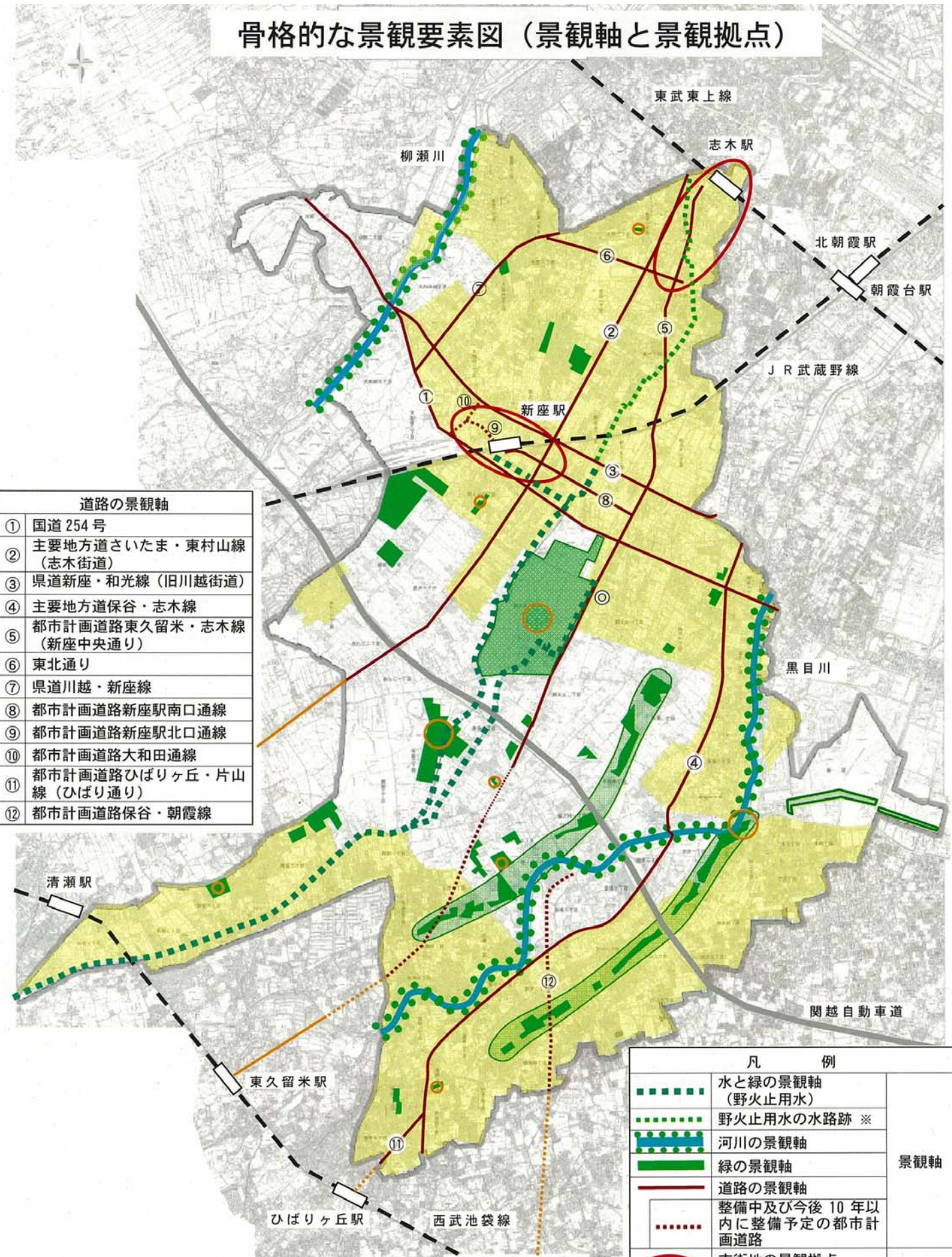
- 平林寺周辺地区・野火止用水沿いの景観づくり
- 歴史・文化的な建物や史跡等の保全と周辺景観との調和
- 歴史・文化的資源のネットワークづくり
- 歴史・文化的景観に対する関心の醸成と理解の促進

まちなみ景観

- (1) 道路の景観
 - 道路の沿道景観の向上
 - うるおいのある道路空間づくり
- (2) 住宅地の景観
 - 道路沿いの景観向上
 - 建物等の色彩・デザインの向上
- (3) 駅前・商業地の景観
 - 駅前にふさわしい建物のデザインや看板・広告物の景観形成
 - 安全で快適な歩行者空間の確保と楽しい駅前の景観づくり
 - 夜の景観の演出
- (4) まちかどの景観
 - まちかどの憩いの場の充実
 - まちかどの花と緑の充実
- (5) 工場の景観
 - 色彩・デザインなど周辺環境への配慮
- (6) 公共施設の景観
 - 景観づくりを先導する質の高い公共施設づくり
 - 地域の特性を生かした魅力ある公園づくり
 - 市民参加による公共施設づくり

骨格的な景観要素図（景観軸と景観拠点）

道路の景観軸	
①	国道 254 号
②	主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）
③	県道新座・和光線（旧川越街道）
④	主要地方道保谷・志木線
⑤	都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）
⑥	東北通り
⑦	県道川越・新座線
⑧	都市計画道路新座駅南口通線
⑨	都市計画道路新座駅北口通線
⑩	都市計画道路大和田通線
⑪	都市計画道路ひばりヶ丘・片山線（ひばり通り）
⑫	都市計画道路保谷・朝霞線



凡 例	
水と緑の景観軸（野火止用水）	景観軸
野火止用水の水路跡 ※	
河川の景観軸	
緑の景観軸	
道路の景観軸	景観軸
整備中及び今後 10 年以内に整備予定の都市計画道路	
市街地の景観拠点（駅前の商業地域）	景観拠点
緑の景観拠点	
市街化区域	

※ 野火止用水の水路跡については一部を掲載

住宅市街地
ゾーン

地域の魅力を高める「豊かな表情」をつくります。～由緒ある寺社・公園など、地域に表情を与える資源を大切に守り育て、個性と愛着のもてるまちづくりを進めます。～

(共通)

- ① 地域にとって大切な場所（景観拠点）を守り、育てる。
- ② 個性的で、快適な暮らしを支えるまちなみを育てる。
- ③ 緑をつくり、ゆとりをもたらす中高層住宅の景観をつくる。
- ④ 市街地に溶け込む、うるおいある工業地・大規模商業施設等の景観をつくる。

(北部地区)

- ① 土地区画整理事業施行地区等の地区計画が定められている地区については、本制度の適切な運用により良好なまちなみ景観の維持・創出を図る。
- ② 市街地内の雑木林の保全に努めるとともに、市民憩いの森等について景観拠点としての活用を図る。

(南部地区)

- ① 黒目川兩岸の河岸段丘上の連続する斜面林について、緑の景観軸として保全に努めるとともに、眺望景観に配慮した景観形成を図る。
- ② 野火止用水周辺の区域については、水と緑の景観軸に配慮したまちなみ形成を図るとともに、身近な緑の保全と創出に努める。
- ③ 市街地内の雑木林の保全に努めるとともに、市民憩いの森等について景観拠点としての活用を図る。

平林寺・野
火止用水周
辺ゾーン

歴史的風情を継承し、「緑を味わえる」まちなみをつくります。～現代まで受け継がれ、地域の文化をはぐくんできた歴史的な文化資産を受け継ぎ、守り育て、まちの風格と人々の愛着を高めていきます。～

- ① 平林寺・野火止用水を中心とする歴史的な文化資産に調和したまちなみを育てる。
- ② 歴史と文化の景観拠点として眺望景観を守る。
- ③ 自然、歴史・文化の景観資源に親しめる環境をつくる。

駅前商業地
ゾーン

市の玄関口として、活力とにぎわいのある“顔づくり”をします。～「住む人」「訪れる人」「仕事する人」など多様な人々が、お互いに協力し合い、地域のシンボル性を高めながら、人に優しいまちづくりを進めます。～

- ① 地域の個性を演出する、駅前にふさわしいまちなみ（景観拠点）をつくる。
- ② 駅とまちをつなぐネットワーク（景観軸）をつくる。
- ③ 商業地と住宅地が快適に共存できるまちなみを育てる。
- ④ 暮らしを支える地域に密着した商店街の表情をはぐくむ。

幹線道路
沿道ゾーン

人々のふれあいを楽しむ、安心して安全な「うるおいのある道」をつくります。～幹線道路が周辺地域に調和した人々のふれあいの場となるように、安全で快適な道づくりとうるおいある沿道景観づくりを進めます。～

- ① 人々の交流をはぐくむネットワーク（景観軸）として、安全でうるおいのある道路空間をつくる。
- ② 地域の個性を大切に、愛着の持てる沿道景観を育てる。

農地・緑地
と住宅地
ゾーン

緑と農地を守りつつ、住環境とうまく共存していきます。～自然と農地、それらを背景とした住宅という昔ながらの「ふるさと」を大切に守り、育てて、人々の憩いと安らぎの場、落ち着いた暮らしの場としていきます。～

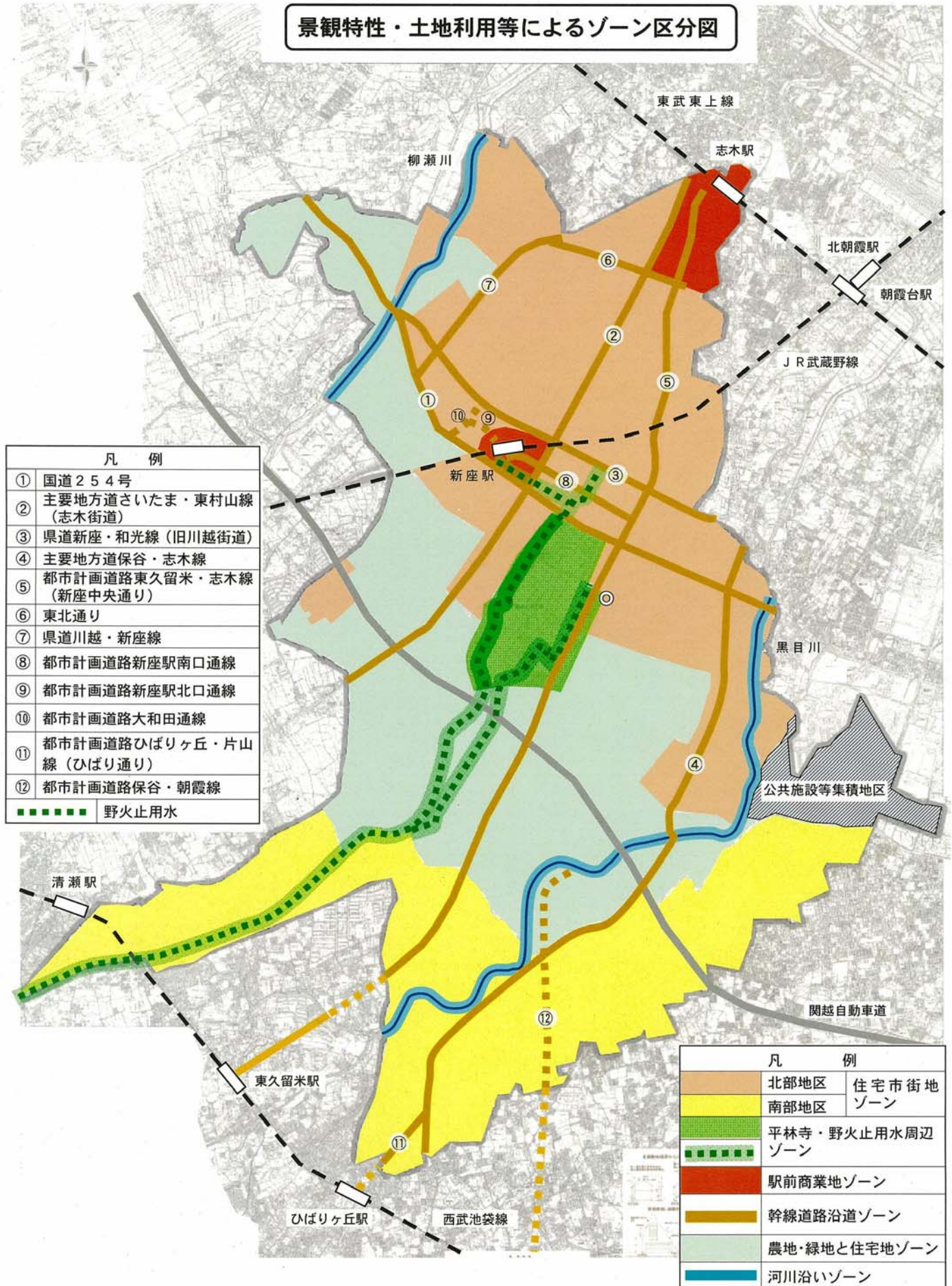
- ① 自然と人々が楽しく触れ合える場（景観拠点）をつくる。
- ② 農地と緑地を連続させながら、楽しみのあるネットワーク（景観軸）をつくる。
- ③ 自然に溶け込んだまちなみを育てる。

河川沿い
ゾーン

新座らしい“水と緑の回廊”をつくります。～水辺・動植物などの自然を守りながら、広がりある河川空間を生かした河川景観づくりを進めます。～

- ① 自然豊かな景観を守り、水辺に親しめる場をつくる。
- ② まちなかの川を景観軸として、憩いと安らぎの景観を育てる。

景観特性・土地利用等によるゾーン区分図



景観づくりをどう進めたらいいのですか？ → 景観づくりを推進するために

市民や地域、事業者、市の協働により、景観づくりを推進してまいります。具体的には、市民や事業者の活動を推進し、育てるための支援策の充実を図るとともに、推進体制の確立を図り、総合的な景観づくりを進めます。

市民の役割

- ① 自分たちのまちづくりや新座の景観についての意識を高めること。
- ② 地域の美化や景観に配慮したまちなみづくりの活動に取り組むこと。
- ③ 市民相互の情報の共有や発信をしていくこと。

事業者の役割

- ① 法令・規制を遵守し、地域に対して責任ある事業の実施をすること。
- ② 看板・広告などに配慮すること、また、商いと地域文化のバランスを考えること。
- ③ 事業所の緑化など、地域の景観に配慮をすること。

協働

市の役割

基本理念や目標の共有

- ① 良好な景観づくりのために、原則となるべき基本計画を定めること。
- ② 貴重な緑や歴史と文化資源を守るための方策を考えること。
- ③ 公共施設や公共空間の景観づくりを進めること。
- ④ 景観の規制・誘導の手だてとして、条例などによる方策を定めること。
 - ・ 建築や開発に対する景観誘導方策
 - ・ 看板・広告に対する方策
- ⑤ 市民の意識を高めること。
- ⑥ 市民活動の支援や情報などの提示をすること。

■ 主な取組

規制・誘導 景観に大きな影響を与える行為について、適切な規制・誘導を行います。
○建築物等の色彩やデザイン等について、景観法に基づく景観計画を活用した届出・勧告等による規制・誘導
○景観行政団体の指定、景観計画の策定、景観条例の制定

活動の支援 市民や事業者の活動を推進し、育てるための支援策の充実を図ります。
○地域の景観づくり活動の推進・支援
○市民の景観づくり活動の推進・支援
○景観づくりに関する情報提供の充実

- ・ 景観づくりガイドブックの作成
- ・ 景観づくりの意識高揚
- ・ 情報提供、相談体制の充実
- ・ 景観を楽しむ機会の拡充
- ・ 顕彰制度の充実

庁内体制の確立

- 総合的な体制の確立
- 職員の意識向上
- 景観アドバイザー制度の導入

景観づくりに関するお問い合わせはこちらまで

新座市 都市整備部 まちづくり計画課

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電話 048(477)1111 (代)

Eメール matikei@city.niiza.lg.jp